

令和7年度
区連会2月定例会
(参考資料一式)

令和8年2月18日(水)
13:30~

1 事件の発生状況等(令和8年1月末)

刑法犯認知件数

※暫定値

令和8年中 120件

令和7年中 108件

前年同期比 12件

刑法犯検挙件数

令和8年中 48件

令和7年中 53件

前年同期比 -5件

○ 増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
詐欺	9	6
傷害	7	4
車上ねらい	6	4

○ 減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
自転車盗	4	-5
凶悪犯	2	-2
自動車盗	0	-1

2 特殊詐欺発生状況(令和8年1月末)

発生状況

※暫定値

令和8年 1件

令和7年 1件

前年比 ±0件

被害金額令和8年
被害額 約480万円令和7年
被害額 0 円

3 交通事故の発生状況 (令和8年1月末)

	件数	死者	負傷者
令和8年	16	0	16
令和7年	25	0	31
増減	-9	0	-15



4 西区内の交通事故発生状況

1月の西区交通事故発生件数は昨年に比べ減少しましたが、二輪車の関係する交通事故が多発しています。

二輪車を運転する時は安全な速度で走行しましょう。

二輪車は車体が小さいため、実際よりも遠くに、かつ遅く見えるという危険な特性があります。

この特性をドライバーだけでなく歩行者を含む全員が理解し、乱横断などをしないようにしましょう。

また、二輪車を運転する時は交通ルールを守ることはもちろん、もしもの時に身を守るためにも、プロテクターを装着しましょう。

5 今月のトピックス

車上ねらいが発生中！ あなたの車が狙われています！！！

西区内において、車上ねらいが発生しています。

犯人は、無施錠で駐車している車の中から貴重品を盗んだり、施錠をして駐車中の車の窓ガラスを割って貴重品を盗みます。

被害に遭わないために

- ◎短時間でも確実にドアロック
- ◎車内にカバンや貴重品を置かない
- ◎警報装置等を設置する

などの防犯対策を一人一人が行い、被害に遭わないようにしましょう。

戸部警察署生活安全課		西 区 町 别 犯 罪 発 生 状 況																(令和8年1月末現在)				※						
地区名	町 名	凶 惡 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯												知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 計 算		
							侵 入 盗						非 侵 入 盗						合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯							
			暴 行	傷 害	恐 喻	そ の 他	小 計	空き巣	事務所荒し	そ の 他	小 計	自動車盜	オートバイ盜	自転車盜	車上ねらい	ひっつきり	置引き	万引き	そ の 他	小 計								
第 1 地区	御所山町						0				0							0	0			0	0	0	—			
	桜木町			1		1					0							1	1	1		2	0	2	—			
	戸部町					0				0								0	0			0	0	0	—			
	戸部本町		1	1		2					0							0	0	1	2	5	4	1	125.0%			
	花咲町					0				0	1							1	1			1	0	1	—			
	宮崎町			1		1					0							0	0			1	1	0	100.0%			
	紅葉ヶ丘					0				0								0	0			0	1	-1	0.0%			
計			0	1	3	0	4	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	1	2	9	6	3 150.0%		
第 2 地区	中央	1			0				0		1		1					1	3	3		4	3	1	133.3%			
	西戸部町				0				0									0	0			0	0	0	—			
	西前町				0				0									1	1	1		1	0	1	—			
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	4	4	0	0	0	5	3	2 166.7%	
第 3 地区	久保町					0			0		0							1	1	1	1	2	3	-1	66.7%			
	浜松町	1			1				0		0							2	2	2		3	1	2	300.0%			
	東久保町				0				0									0	0			0	1	-1	0.0%			
	藤棚町		1		1				0									0	0			1	0	1	—			
	元久保町				0			0										0	0			0	1	-1	0.0%			
	計	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	1	0	0	6	6	0 100.0%		
第 4 地区	赤門町				0				0		0							0	0			0	0	0	—			
	東ヶ丘				0				0		0							0	0			0	0	0	—			
	伊勢町				0				0		0							0	0			0	0	0	—			
	老松町				0				0		0						1		1		1	0	1	—				
	霞ヶ丘	1		1				0										0	0			1	0	1	—			
	境之谷			0			0											0	0			0	0	0	—			
	西戸部町				0			0			1							1	1			1	1	0	100.0%			
計			0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	1	2 300.0%		
第 5 地区	岡野					0			0									1	1	1	1	1	2	4	-2	50.0%		
	北幸					0			0									2	2	2	2	1	5	9	-4	55.6%	1	
	高島	3		3				0			1							10	3	14	14		7	24	20	4 120.0%		
	西平沼町				0			0										0	0	1	1	2	0	2	—			
	平沼				0			0										0	0			0	2	-2	0.0%			
	南幸	1	3	2	5			0		1	2	2			4	19	6	34	34		3	0	2	42	39	3 107.7%		
計			1	6	2	0	8	0	0	0	0	0	1	3	2	0	4	30	11	51	51	3	0	12	75	74	1 101.4%	
第 6 地区	北輕井沢					0			0									0	0			0	0	0	—			
	楠町				0			0										0	0	2		2	1	1	200.0%			
	浅間台				0			0										0	0			0	0	0	—			
	浅間町				0			0										2	2	2		2	2	0	100.0%			
	南輕井沢				0			0			1							1	1			1	0	1	—			
	南浅間町				0			0			1							1	1	2		3	0	3	—			
	宮ヶ谷				0			0										0	0			0	0	0	—			
計			0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	4	4	4	4	0	0	8	3	5 266.7%		
みなとみらい地区	みなとみらい				1	1	2			0								10	1	11	11	1		14	15	-1	93.3%	
西区全体		2	9	7	1	17	0	0	0	1	0	3	4	6	0	4	41	19	77	77	9	1	14	120	108	12	111.1%	1
前年同期		4	6	3	1	10	0	0	1	1	1	1	9	2	0	3	38	16	70	71	3	1	19	108				1
増減		-2	3	4	0	7	0	0	-1	0	-1	2	-5	4	0	1	3	3	7	6	6	0	-5	12			0	

令和8年 西区内の火災・救急概況(西消防署)

R8.1.1～R8.1.31



2025年度全国統一防火標語



「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

区分／年別	令和8年	令和7年	増△減
火 災 件 数	4	3	1
火 災 種 別	建 物 火 灾	4	2
	車両火災		
	船舶火災		
	林野火災		
	その他の火災		△ 1
焼損床面積(m ²)	70		70
死 者			
負傷者			
主な原因	電気機器	1	1

区分／年別	令和8年	令和7年	増△減
救 急 件 数	901	902	△1
急 病	622	642	△20
交通事故	18	22	△4
一般負傷	175	180	△5
そ の 他	86	58	28

連合町内会別火災発生状況			
連合／年別	令和8年	令和7年	増△減
第一地区			
第2地区	1		1
第3地区			
第4地区	2		2
第五地区	1	1	0
第六地区			
みなとみらい地域		2	△ 2

※速報値ですので、確定したものではありません。

【1か月間の火災状況（1月1日～1月31日）】

※1月中 合計4件（建物火災:4件）

岡野二丁目(1件)、西戸部町3丁目(1件)、霞ヶ丘(1件)、西戸部町2丁目(1件)（参考:火災の発生場所）

* 消防瓦版 *

【春の火災予防運動イベント】

* 日時: 令和8年3月1日(日)10時～14時

* 場所: グランモール公園

MARK IS みなとみらい1階グランドガレリア

* テーマ: みんなでつくろう！横浜の安心・安全なくらしとみらい

* 目的: 子どもが将来の生活に必要な知識を身に付ける機会を、横浜の「安全・安心」を支える各関係機関が創出します。

1日は火災予防運動期間中であり、各ご家庭の火災予防の状況を考えいただき自助の必要性を促します。

(参加機関: いすゞ自動車株、戸部警察署、西区役所、西消防署)



西消防署マスコットキャラクター
につしーパンダ

西消防署 総務・予防課 045-313-0119

重点対策地域の自治会・町内会への初期消火器具設置の御説明について（依頼）

1 趣旨

消防局では、令和7年3月に改訂された「横浜市地震防災戦略」に基づき令和11年までに重点対策地域の自治会・町内会に初期消火器具の設置100%を目標に推進しています。

西区内の重点対策地域の自治会・町内会の初期消火器具設置状況は、39自治会町内会中22件が設置されており、設置率は56%となっています。

西消防署では令和8年度も引き続き、初期消火器具未設置の自治会町内会への設置勧奨を強力に推進していくこととしています。

そこで、次年度の予算や計画の策定の時期に合わせ、事前に地区連合定例会、単位町内会へ出向き御説明、御相談を実施させていただくものです。

2 依頼内容

- (1) 区連会後、2月の第2地区連合町内会自治会、第3地区町内会自治会協議会、第4地区自治会連合会の役員会へ担当職員が出向し説明を実施します。
- (2) 定例会等に担当職員がご説明に伺うとともに、設置に向けた課題解決へご支援をいたします。

3 参考資料（横浜市地震防災戦略抜粋）

施策2 地震火災対策の推進

★初期消火器具の整備

自治会町内会を対象として、初期消火器具の整備支援や取扱訓練等を進め、地域の初期消火力向上を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、消火栓にホースを接続し放水する消火器具（スタンドパイプ）について、令和7～11年度における器具購入補助率を90%とし、整備や訓練の支援を加速します。



取扱訓練



スタンドパイプ式
初期消火器具

取組指標	スタンドパイプの ①重点対策地域設置率 ②取扱訓練延べ回数(市内全域)		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	63%	100%	100%
②	498回 (R5)	2,500回 (R7～R11)	4,500回 (R7～R15)

野毛山地区にて多機能型拠点（5館目）の整備・運営法人が決定しました！！

～ のげやまインクルーシブ構想の取組 ～

多機能型拠点は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮らしを支援する横浜市独自の施設です。生活介護、短期入所、相談支援、診療所等の複数の障害福祉サービスを一つの施設で一体的に提供することができます。

このたび、市内5館目となる多機能型拠点について、整備・運営法人の公募を行い、「社会福祉法人横浜市社会事業協会」に決定したため、旧青少年交流センター跡地(西区老松町 25-3)を活用し、整備を開始します。

1 事業内容について

診療所	重症心身障害児者等を主な対象とした医師による診療及び往診
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、日中活動の提供、その他必要な日中時間帯の援助
居宅介護 訪問看護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護や、診療所の医師の指導の下での訪問看護
相談支援	看護師やソーシャルワーカー等による生活全般の相談受付や関係機関等との連絡調整
日中一時支援 短期入所	家族が、入院・冠婚葬祭等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合の、日中の受入れや宿泊を伴う一時的介助
地域交流	地域団体等に地域交流室の貸出、利用者・家族へ地域交流の機会提供、イベントの実施等による障害理解啓発への活用

2 整備用地について



施設イメージ



【所在地】西区老松町 25-3 ほか

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 整備・運営法人について

(1) 法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会(理事長 西田 守希 氏)

(2) 主な運営実績

- 横浜市多機能型拠点:1か所(瀬谷区)
- 障害者支援施設(入所施設):1か所(泉区)
- 生活介護等(障害者デイサービス):8か所(中区、神奈川区ほか)
- 障害者グループホーム:4か所(泉区、保土ヶ谷区ほか)
- 地域ケアプラザ:2か所(中区、南区) など

4 今後の整備スケジュールについて

令和7年度	法人決定(1月)、事業実施準備(2~3月)
令和8年度	基本設計、実施設計
令和9年度	実施設計、建設工事開始
令和10年度	工事しゅん工、開所

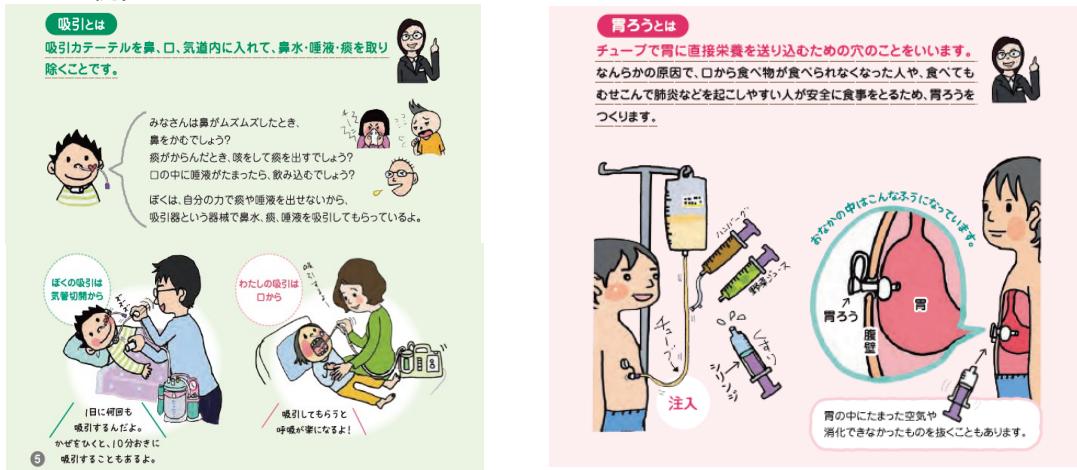
のげやまインクルーシブ構想とは

野毛山地区を、これまで以上に誰もが分け隔てなく、学び、楽しみ、やすらげるインクルーシブなエリアとなるよう、各施設が連携しながらエリア全体でまちづくりを進める取組です。

医療的ケア・重症心身障害児者とは

医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う、吸引・胃ろう・人工呼吸器などの医療的生活援助行為のことです。医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んでいます。また、重症心身障害児者とは、重度の知的障害・肢体不自由が重複する方です。

〈医療的ケアの一例〉



(横浜市作成パンフレット:「医療的ケアって何だろう? ~知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い~」より抜粋)

お問合せ先

健康福祉局障害施設サービス課長 大津 豪 Tel 045-671-2377



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

意見提出方法

1 スマートフォンを使用する場合

右の二次元コードを読み込み、
本市の電子申請・届出システムから
提出してください。



2 パソコンを使用する場合

下記よりアクセスしてください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

3 郵送の場合

下記まで郵送してください。令和8年3月15日(日)消印有効です。
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 資源循環局街の美化推進課 宛

注意事項

- ご意見への直接の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話・口頭でのご意見の受付はいたしません。
- いただいたご意見の内容は、後日ホームページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用します。

○お問い合わせ 資源循環局街の美化推進課 電話番号:045-671-2556

意見提出書

資源循環局街の美化推進課 宛

令和8年 月 日

- 【住所等】 市内在住(区) 市外在住 その他(事業者等) 年代・喫煙習慣の欄は記入不要です
- 【年 代】 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳代 80歳以上
- 【喫煙習慣】 毎日吸っている ときどき吸う日がある
 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない 吸わない

本市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める予定です。
市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することについて、ご意見をお聞かせください。

～横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例改正に係る
パブリックコメントの実施について～

横浜市内全域で屋外の公共の場所での 喫煙を禁止することについて、 みなさんのご意見をお聞かせください。

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、横浜市では、望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止することを検討しています。



1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きたばこの火によるやけど	59%

機会はなかった	22%
歩きたばこ	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まっての喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

現行

屋外(市内全域)

歩行喫煙禁止 (努力義務)

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない
※令和7年4月～
市立公園禁煙

喫煙禁止地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

改正後

屋外(市内全域)

喫煙禁止 (禁止規定)

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止
立ち止まっての喫煙も含む
※原則、私有地は除く

喫煙禁止重点地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

区連会2月定例会資料

令和8年2月18日

西区地域振興課

各地区連合町内会長

西区環境行動推進本部長（西区長）

西区環境行動推進功労者表彰の候補者推薦について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区の行政運営に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰につきまして、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、次のとおり候補者の推薦をお願い申し上げます。

なお、表彰式につきましては、6月頃開催予定の西区環境行動推進本部総会の席上で執り行う予定です。

1 推薦候補者等

（1）候補者数

個人又は団体について、原則として各地区3候補以内の推薦

（2）推薦基準

別紙の推薦基準によります。また、資源集団回収の実績のみを理由として推薦することは避けてください。

（3）推薦書

別紙の「西区環境行動推進功労者表彰推薦書」様式によります。

2 提出期限

令和8年4月24日（金）

3 提出先

〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10

西区役所地域振興課資源化推進担当 小野・後藤

*同封の封筒かFAX、またはEメールにて返信をお願いします。

4 添付書類

各地区的過去の功労者一覧

西区役所地域振興課資源化推進担当

担当：小野・後藤

T E L : 045-320-8388

F A X : 045-322-5063

E-mail : ni-shigenka@city.yokohama.lg.jp

西区環境行動推進功労者表彰推薦基準

制 定 平成 23 年 12 月 28 日 西地振第 887 号（区長決裁）
最近改正 令和 6 年 2 月 13 日 西地振第 922 号（区長決裁）

【対象活動】

西区環境行動推進本部表彰要綱第 4 条に規定する推薦にあたっては、次の活動内容を基準として行うものとする。

- 1 地域においてごみの減量・リサイクルにかかる実践活動、啓発活動などを通じて、横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進に功労のあった個人または団体
 - (1) ごみの減量・リサイクル活動を実践し、環境に配慮した行動の推進に多大な貢献のあったもの【3R実践活動】
 - (2) 資源集団回収の実践により、ごみの減量化・資源化に多大な貢献があったもの【資源集団回収活動】
 - (3) ごみの分別啓発活動、3Rに関する啓発活動や普及活動に多大な貢献があったものの【3R啓発活動】
- 2 地域において清掃・美化にかかる実践活動、啓発活動などを通じて清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
 - (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動等に尽力し、地域美化に多大な貢献があったもの【清掃活動】
 - (2) 地域美化の広報活動に尽力し、清潔できれいな街づくりの向上に多大な貢献があったもの【美化啓発活動】
 - (3) 花いっぱいなどの緑化活動に尽力し、街の美化に多大な貢献のあったもの【緑化活動】
- 3 地域において地球温暖化防止にかかる実践活動、啓発活動などを通じて、横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人又は団体【地球温暖化対策活動】
- 4 資材、物品、施設等を寄付するなど、西区における環境行動の推進に多大な貢献のあったもの【寄付】
- 5 その他、西区における環境行動の推進に多大な貢献のあったもの【その他】

【推薦数】

- 1 連合町内会を単位として、原則として個人、団体をあわせて 1 回の表彰につきおおむね 3 候補以内の推薦とする。

西区環境行動推進功労者表彰推薦書

年 月 日

西区環境行動推進本部長

(推薦者・職) _____

(氏名) _____

ふりがな 個人名 団体名	
生年月日	年 月 日 生 (年齢 歳)
団体の場合	代表者氏名 (ふりがな) (構成人数) 人
住 所 (所在地)	〒 TEL _____ ()
功労区分	ア 3R実践活動 イ 資源集団回収活動 ウ 3R啓発活動 エ 清掃活動 オ 美化啓発活動 カ 緑化活動 キ 地球温暖化対策活動 ク 寄付 ケ その他
過去に受けた表彰	
活動期間回数	_____ 年 _____ 月 頃から 毎日・週・月・年 _____ 回程度
活動場所	
活動内容	

西区環境行動推進功労者表彰要綱

制 定 平成 23 年 12 月 28 日 西地振第 887 号（区長決裁）
最近改正 令和 6 年 2 月 13 日 西地振第 922 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、西区内において、各種の環境行動により横浜市一般廃棄物処理基本計画及び横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人または団体を表彰することにより、環境行政の一層の発展と地域社会への定着をはかることを目的とする。

（表彰方法）

第 2 条 表彰は、表彰状により西区環境行動推進本部長（以下「本部長」という。）が行う。

（表彰基準）

第 3 条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績又は貢献が特に顕著で、他の模範とするものに対し行う。

- (1) 地域においてごみの減量・リサイクルにかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域において清掃・美化にかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
- (3) 地域において地球温暖化防止にかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人又は団体

（推薦方法）

第 4 条 推薦は、地域住民組織及び各種市民団体の代表者が、別に定める推薦様式により本部長に推薦し、本部長が決定する。

（表彰の時期）

第 5 条 表彰は原則として毎年 1 回行う。

（事務局）

第 6 条 本表彰に係る事務は、西区総務部地域振興課が行う。

附 則

- 1 この要綱は平成 23 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって、平成 18 年 7 月 14 日制定の「横浜環境行動賞「ヨコハマは G 3 O」推進者西区表彰要綱及び推薦基準」は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。

令和8年 2月18日

(連合自治会町内会) 会長様

日本赤十字社横浜市西区地区委員会
委員長 菊地 健次

神奈川県共同募金会横浜市西区支会
支会長 西岡 茂

令和7年度 日赤及び共同募金の事務費・協力費の交付について(連合町内会分)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、日赤及び共同募金事業にご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申しあげます。

さて、令和7年度にご協力いただきました各事業につきまして、下記のとおり事務費および協力費をお振り込みいたします。今後とも本事業へご協力を賜ります様お願い申しあげます。

1 交付額

【第〇地区町内連合会 合計】合計 〇〇〇円

内訳) **日赤** 事務費(連合分) 20,000円(一律)

協力費(単位町内会分) 〇〇 円(募金実績×5%) ※1,000円未満は四捨五入

共募 事務費(連合分) 20,000円(一律)

事務費(単位町内会分) 〇〇円(一律1,000円× 町内会)

西区だより配布協力費(単位町内会分) 円(世帯数×2円) ※100円未満切り上げ

2 交付方法

振込人名を「神奈川県共同募金会横浜市西区支会(カナガワケンキョウドウボウキンカイヨコハマシニシクシカイ)」として、合算額を3月にお振り込みいたします。

同封の口座振込依頼書を令和8年3月5日(木)までにご返送ください。

※本通知より後に日赤会費の追加のご入金があった場合は、入金実績に併せて日赤協力費の金額を変更してお振込みいたします。

【事務局】

日本赤十字社横浜市西区地区委員会(担当:富村・福澄)

神奈川県共同募金会横浜市西区支会(担当:福澄・富村)

横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

(横浜市西区社会福祉協議会内)

電話 450-5005／FAX 451-3131

令和7年度「日赤会費募集」・「共同募金運動」の報告について

(令和8年1月30日現在)

(単位:円)

	内 訳		令和7年度 実績額
日赤会費	自治会町内会	3,648,980	3,940,980
	法人等	292,000	
共同募金	赤い羽根 共同募金	戸別募金	3,821,563
		街頭募金	71,085
		法人募金	465,100
		学校募金	8,727
		職域募金	397,713
		イベント募金	143,025
		その他の募金	438,467
	年末 たすけあい 募金	戸別募金	2,075,798
		法人募金	194,313
		職域募金	305,256
		その他の募金	50,871

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

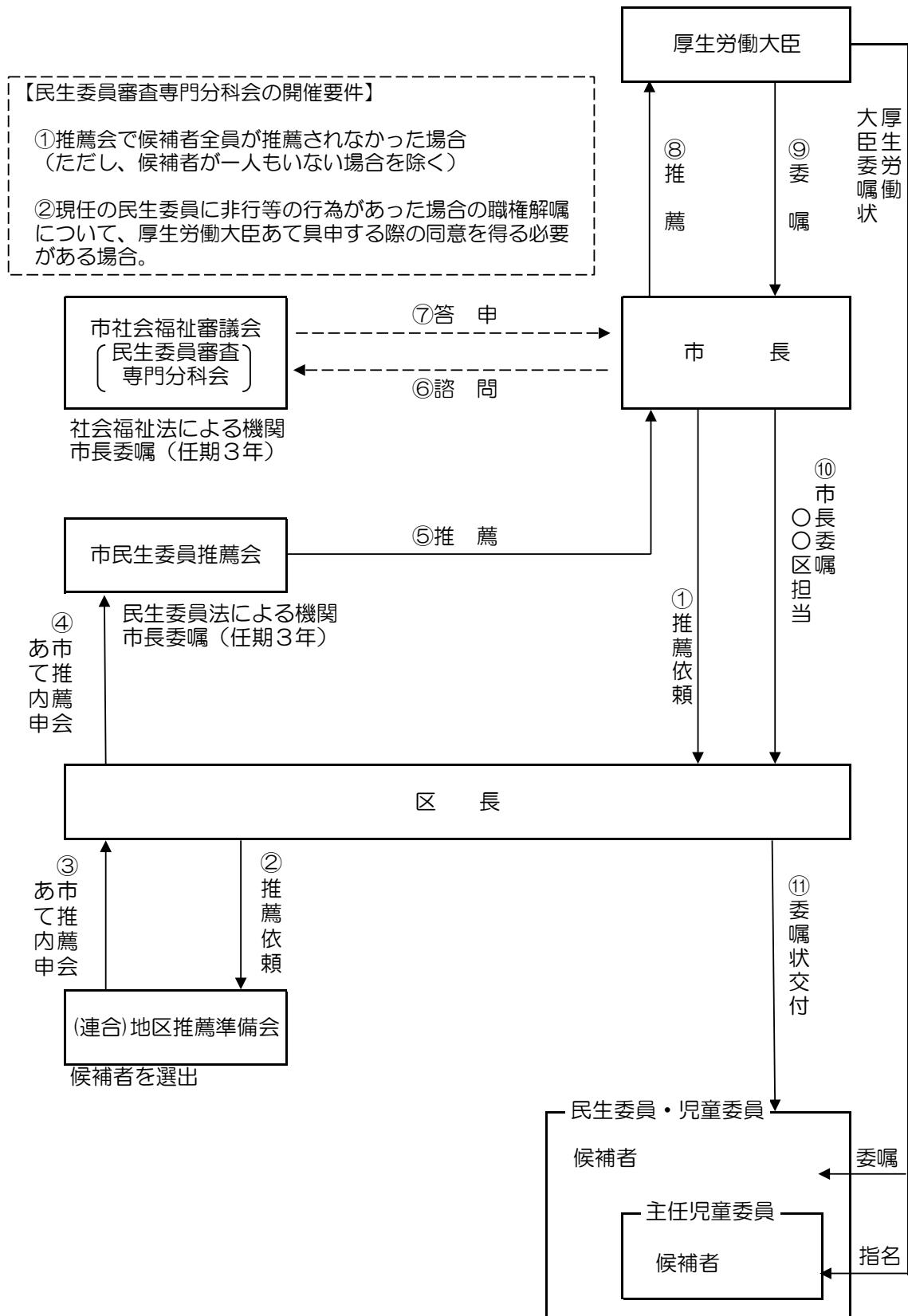
- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 阿部
電話：045-671-4046
FAX：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500人が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間<区ごとに記載>円（令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共に事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関プロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関プロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
②年齢要件 (基準日) 令和8(2026)年4月1日	<p>◆新任 68歳までの方 (昭和32年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳（昭和26年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 74歳までの方 (昭和26年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 54歳までの方 (昭和46年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳（昭和42年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 60歳までの方 (昭和40年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳（昭和36年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</p> <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	
	<p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</p>	

	<p style="text-align: right;">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p>開催までの準備</p> <p>・候補者の人選 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> <p>・推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</p> <p>・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">開 催</p> <p>①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。</p> <p>②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。</p> <p>③審議 主に次の点について審議します。 • 適任者の要件を満たしているか。 • 留意事項を確認しているか。 • 年齢要件、居住要件を満たしているか。 • 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。</p> <p>④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。</p> <p style="text-align: center;">候補者の内申</p> <p>推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。</p> <p>(1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」 (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」</p>

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計		
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数	
		男	女		男	女		男	女
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	143

* 定数は令和7年12月1日現在

やってみませんか？／ 民生委員・児童委員



横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています

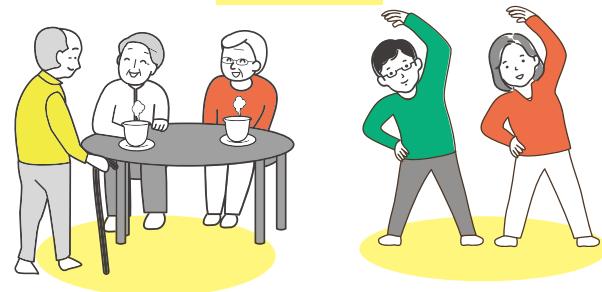
*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

**相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます**



**仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます**



経験者が感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

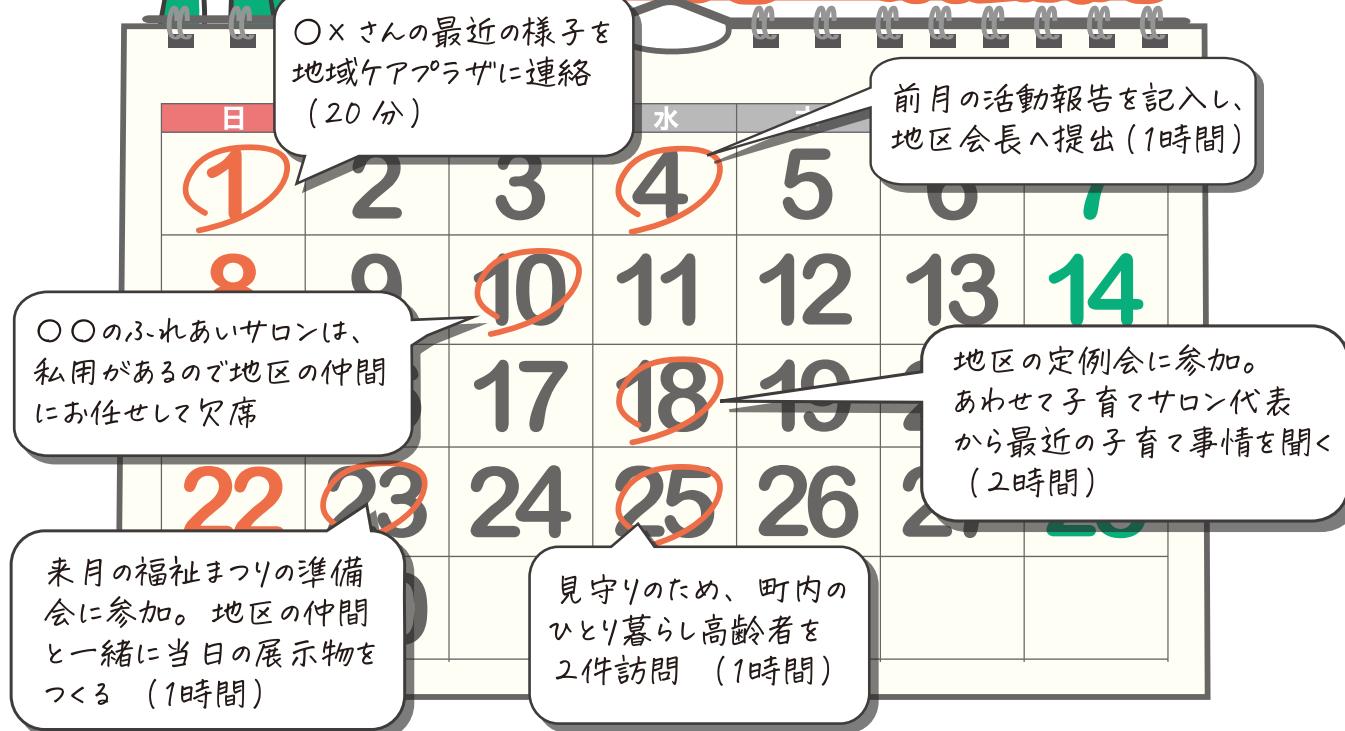
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



Q&Aよくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わず相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- - -) へご相談ください。

令和7年1月発行

令和8年2月1日時点 各地区の現員数・欠員数の状況

	第一地区	第2地区	第3地区	第4地区	第五地区	第六地区	合計
定数	15	13	23	24	32	28	135
現員数	14	10	20	19	30	23	116
欠員数	1	3	3	5	2	5	19

令和8年2月1日時点 欠員地区

地区	担当	担当区域	自治会町内会
第一地区	3	宮崎町全域	宮崎町親和会
第2地区	3	伊勢町3丁目130、133-1・2・3・12、134~148	伊勢町三丁目睦会
第2地区	5	中央1丁目1~7、12~18、22、23、西前町2丁目、伊勢町3丁目133-5~7、133-13、133-16~19	西杉町内会
第2地区	9	中央2丁目1、2(2-1~7、2-8の一部、2-9の一部を除く)、3~4、18~26、西前町3丁目	西前三丁目町内会
第3地区	1	浜松町8~16	浜松町町内会
第3地区	2	浜松町1~7	浜松町東部自治会
第3地区	11	久保町3-13~24、15、16、25、26、27-23~27、35~37	久保町第三自治会
第4地区	2	伊勢町2丁目79~96(88、89を除く)	伊勢町二丁目町会
第4地区	3	伊勢町2丁目97~113 伊勢町3丁目118~132	伊勢町2・3丁目親和会
第4地区	6	老松町29 (アトラス野毛山、野毛山マンション)	野毛山マンション管理組合
第4地区	18	赤門町2丁目全域	赤門町二丁目自治会
第4地区	20	霞ヶ丘50~91、98~101	霞ヶ丘丘友会
第五地区	5	平沼1丁目37~39 40-17(モンテベルデ横浜)、40-25(アール・ケープラザ横浜Ⅱ)	平沼昭和親交会
第五地区	23	みなとみらい四丁目9番1 MMタワーズフォレシス	M. M. Towers Forest Management組合
第六地区	9	北軽井沢1、4の一部、6、7、8-76(マスターヒルズ横濱)、51、63、64、南軽井沢8、54、55の一部、58	北軽井沢むつみ会
第六地区	10	浅間台1~23、24の一部、27の一部、28の一部、29~35	浅間台自治会
第六地区	15	浅間町2丁目95~102	浅間町2丁目自治会
第六地区	23	南浅間町10~19	南浅間町第二町内会
第六地区	24	南浅間町20、27~31	南浅間町第三町内会

GREEN×EXPO 2027におけるボランティアについて【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第2弾となる「植物管理ボランティア(約2,000人)」及び「運営ボランティア(約10,000人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026年7月頃から募集を開始する予定です。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 募集概要

	植物管理ボランティア(約2,000人)	運営ボランティア(約10,000人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・2027年4月2日時点で満15歳以上の方(中学生を除く) ・8日以上活動していただける方(2種類応募する場合16日以上)	
活動期間	2027年3月19日(金)～9月26日(日)	
活動時間	1日当たり4時間程度を想定	
募集締切	2026年4月30日(木)17時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950 (受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026年3～4月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で10回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド 会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理 会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営 会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介			
	⑤フィールドづくり フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑥プログラム 運営補助 様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

次の万博は横浜です！
市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



詳細は公式
WEBサイトへ



画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】2027年3月19日(金)～9月26日(日)

【開催場所】旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

【テーマ】幸せを創る明日の風景

【開催者】GREEN×EXPO協会
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

GREEN×EXPO 2027に
ボランティアとして
参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥン

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだと喜び花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。



横浜市長 山中 竹春

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきませんか。

皆様と一緒にできることを、心よりお待ちしています。



あなたに合った
活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

ボランティアとして参加してみませんか？

EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



植物管理ボランティア

募集人数 ▶ 約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



運営ボランティア

募集人数 ▶ 約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

お問い合わせ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。
※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



ツアーガイド

募集人数 ▶ 約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



フィールドづくり

募集人数 ▶ 約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



プログラム運営補助

募集人数 ▶ 約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。



特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分

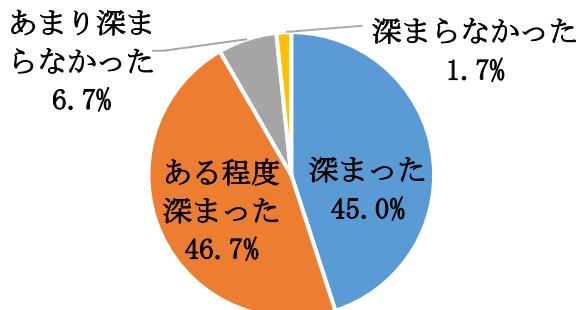
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270人

<アンケート結果>

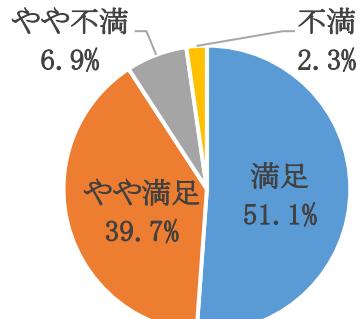
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ヶ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	中山 竹春（横浜市長） 紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰） 辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で
参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ►



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、「『特別市』の法制化の実現」を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026(令和8年)

3/22日

13:30~15:30(開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料
(事前申込制) 定員300名

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

中山 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



参加申込は
こちら



中山 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授

—主催—



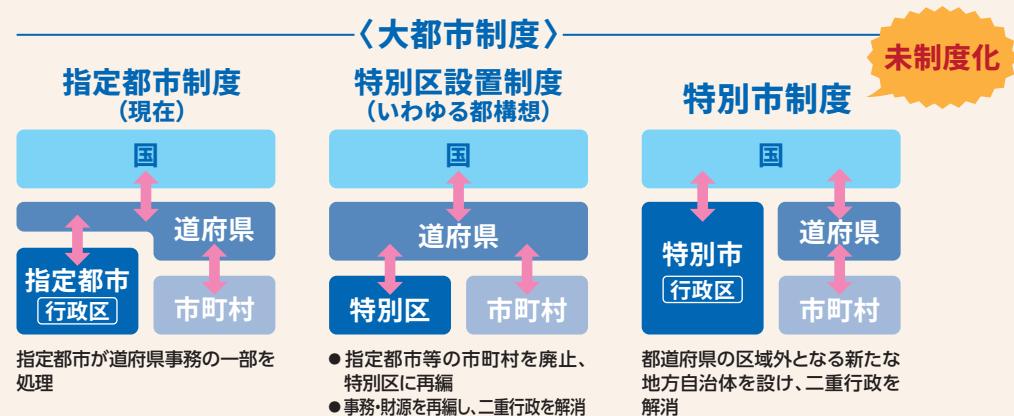
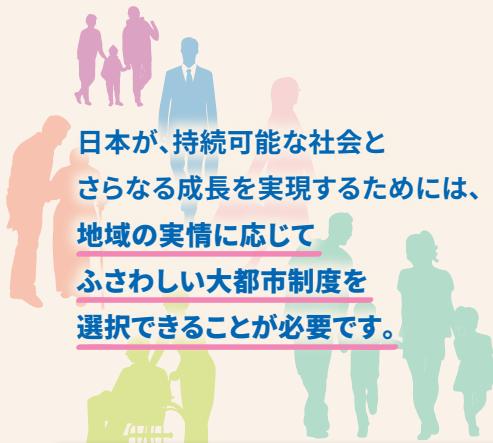
指定都市市長会



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

横浜市を含む政令指定都市は、特別市などの多様な大都市制度の早期実現を目指しています



登壇者プロフィール



山中 竹春
横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士（理学）。アメリカ国立衛生研究所（NIH/NIEHS）研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約（GCom）理事（東アジア地域代表）、経済協力開発機構（OECD）チャンピオン・メイヤー、イクレイ世界理事会理事（セキュリティ成長担当）。



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

1980年、慶應義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画（UNDP）親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から紺野美沙子の朗読座を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん
一橋大学教授

東京大学大学院博士（学術）
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次・第34次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現
プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切：3月18日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は3月11日(水)までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月19日(木)までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →



FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。

アクセス

青葉公会堂

（青葉区市ヶ尾町31番地4）



東急田園都市線
「市ヶ尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス
「青葉区総合庁舎」下車すぐ

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだけ
電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

フリガナ		電話番号	—	—
氏名		メールアドレス		
年代	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80代以上			
居住地	<input type="checkbox"/> 横浜市内(区) <input type="checkbox"/> 神奈川県内 <input type="checkbox"/> 神奈川県外			
アンケート	<p>① 横浜市が早期法制化を目指す「特別市」について、どの程度知っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> よく知っている <input type="checkbox"/> 聞いたことがあります、内容もある程度知っている <input type="checkbox"/> 聞いたことはあるが、内容はよく知らない <input type="checkbox"/> 聞いたことがなく、内容もよく知らない</p> <p>② 「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。</p>			
ご希望の方のみ	<input type="checkbox"/> 車いす席 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 筆記通訳			

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月、 令和9年2月	4円

※謝金額は令和8年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年2回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配達業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。

5 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策経営局広報・プロモーション戦略課 広報紙担当

TEL 671-2332 FAX 661-2351

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課

TEL 671-3040 FAX 681-7388

西政第1359号
令和8年2月18日

自治会町内会長様

横浜市西区長	菊地 健次
横浜市政策経営局長	松浦 淳
横浜市会議会局長	豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月 令和9年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和8年10月と令和9年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

西区区政推進課広報相談係 TEL320-8321 FAX314-8894

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：西区区政推進課広報相談係

TEL320-8321 FAX314-8894

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

(依頼文案)

西政第 号
令和8年 月 日

広報配布担当者様

横浜市西区長 菊地 健次
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができます。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和8年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和8年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和8年5月、8月、12月 令和9年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和9年1月号は、令和8年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和8年10月と令和9年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

西区区政推進課広報相談係 TEL320-8321 FAX314-8894

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いします。）

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：西区区政推進課広報相談係

TEL320-8321 FAX314-8894

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和8年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和8年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和8年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和8年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和7年度で終了しました。

4 添付資料

令和8年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笛尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

Eメール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片渕

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。 <u>補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 (市民局地域活動推進課)
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 (区地域振興課)
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入 1500万円（1m ² あたり12.5万円を限度）、修繕 250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 (区地域振興課)
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 (区総務課)

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設
(申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内)

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和8年4月1日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和8年4月1日(水)9時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを隨時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ①発送時期：令和8年3月下旬
- ②発送方法：配送ルート便
- ③内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを確実に行うため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの活用を開始する際に必要となりますで、大切に保管いただきますようお願ひいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和8年4月1日（水）9時）以降、初期設定マニュアル（3月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていたことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

葬儀やお墓って
どれくらい
かかるの？

身近な親族がいな
いけど、どんな準
備が必要？

自分が亡くなったら
あの手続きって？

おひとり様もおひとり様でない人も！
おひとり様もおひとり様でない人も！
知つておきたい

参加無料
事前申込制

終活講座

令和8年 3月25日(水)
14時～15時30分 (13時30分開場)



場所 西区役所3階 3AB会議室 講師 司法書士 堀江 直樹 氏
(西区中央1-5-10) 司法書士法人 横浜アシスト

対象 西区在住・在勤の方
先着50名

※定員に達し次第受付を終了します。
申込終了時は西区のホームページに
掲載しますので、事前にご確認ください。
※手話通訳が必要な方は、3月19日までに
ご連絡ください。



早稲田大学卒
平成18年度 司法書士試験合格
東京都の司法書士事務所で勤務
平成21年1月 横浜駅東口にて司
法書士事務所開業
令和元年 司法書士法人化
令和2年12月 中区山下町に事務
所移転し現在に至る。(公社)成年
後見センター・リーガルサポート神
奈川県支部総務委員を務める

申込期間 令和8年3月11日～3月24日

申込方法 ①電子申請 二次元コードはこちら ➡
②電話 ☎045-320-8410



主催・お問合せ先

西区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当

電話 045-320-8410 FAX 045-290-3422

協力：西区社会福祉士会

第3回

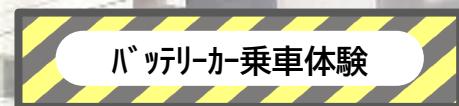
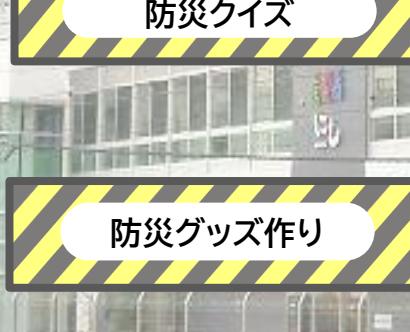
西区防災フェスティバル 2026 3.20(金)

「生活 創造空間 にし」の防災を考える一日

地震や災害時は、みんなの助け合いが必要です。

どうすれば、障がい者や高齢者など、誰も取り残さずに、災害から身を守ることができるのであるのか。

障がい者等の地域生活を支援する施設『生活創造空間にし』で、地域でできる災害対策を楽しく学びませんか？



非常時に役立つミニネットワーク一ネ
先进单位 300人にプレゼント！！

参加費
無料



やきそば・チヂミ・フライドチキン・パン他
福祉施設製品の販売もあります♪

日時 2026年3月20日(金)

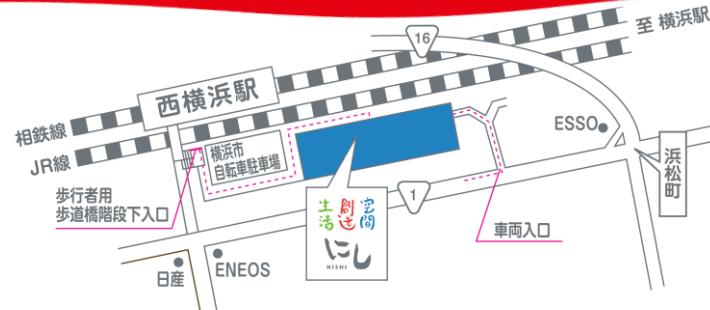
時間 10:30 ~ 14:00

開催場所/ 生活創造空間にし

お問合せ TEL. 045-250-6506

主催：生活創造空間にし(ガツツ・びーと西／エヌ・クラップ)

共催：西区役所 / 西消防署 / 西消防団 /
藤棚地区センター / NPO法人スターズアーツ



※お車でのご来場について
駐車場のご用意はございません。
近隣のコインパーキングをご利用下さい。

**YOKOHAMA
CITY DAY**

アリーナ
コルナ
ビア
応援しようをで

横浜ビー・コルセアーズ
西区応援DAY
5.2
[SAT]14:05

[会場]横浜BUNTAI
中区不老町2丁目7番1



横浜ビー・コルセアーズ ホームゲーム **西区応援DAY**



西区のマスコット
キャラクター
「にしまろちゃん」

横浜ビー・コルセアーズ
マスコットキャラクター
「コルス」

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26 SEASON

第36節 横浜ビー・コルセアーズ vs 川崎ブレイブサンダース

横浜BUNTAI開催 50組100名様をご招待!

※対象は西区在住・在勤・在学の方のみ。ただし、申込者ご本人が西区在住・在勤・在学であれば、ご家族・ご友人などの同伴者は条件を問いません。

対象試合 横浜ビー・コルセアーズ vs 川崎ブレイブサンダース ※シーズン最終節

開催日/会場 2026年5月2日(土) 14:05 TIPOFF / 横浜BUNTAI(横浜市中区不老町2丁目7番1)

招待席種 3Fエンド (※一般前売価格:大人4,000円 / 小学生2,500円)

お申込み方法 本チラシ記載の二次元コードを読み取り、専用Webサイト(横浜市電子申請システム)からお申し込みください。

お申込み期間 3月1日(日)~3月15日(日)

当選発表 お申込み多数の場合は抽選のうえ、ご当選された方にのみ3月23日(月)までにメールにてご連絡します。当選メールに記載されたURLより招待チケットの発券をお願いします。

お問い合わせ先 【お申込み方法に関するご質問】

西区総務部地域振興課スポーツ担当 メールアドレス:ni-sports@city.yokohama.lg.jp 電話:045-320-8390

※上記以外に関するご質問は ▶ 横浜ビー・コルセアーズ お問い合わせフォーム URL:<https://b-corsairs.com/inquiry/>

西区応援DAY

無料招待チケット

お申込みはこちらの
二次元コードから



横浜海賊

YOKOHAMA B-CORSAIRS



「横浜ビー・コルセアーズ」は、男子プロバスケットボールリーグ「B.LEAGUE」の最高峰「B1」所属、横浜市を本拠地とするプロバスケットボールチーム。愛称は「ビーコル」、チーム名の「CORSAIRS(コルセアーズ)」は「海賊船(団)」の意味です。「横浜の海賊」たちをアリーナでぜひ応援してください！

GO! GO! BCOR!



迫力のあるダンクシュートや
ここぞで決まる3ポイントシュートに興奮！

Let's Go! BCOR!



チアリーダーズ「B-ROSE」や
マスコット「コルス」のパフォーマンス！



熱い応援でアリーナの一体感を感じよう！
試合後のセレブレーションもお楽しみに！

プロバスケを
見に行こう！



ビーコルグッズをゲットして応援しよう！
応援の定番は叩いて広げる「B-CLAP」！

会場

横浜BUNTAI

●JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分

●横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅下車 徒歩4分 関内駅下車 徒歩8分

公共交通機関をご利用ください。

横浜市中区不老町2丁目7番1



横浜ビー・コルセアーズ
LINE公式アカウント

友だち登録して
試合・チケット・イベントなど
クラブ最新情報をゲット！

b-corsairs.com

ビーコル



BCOR YOUTUBE

見応えたっぷりなコンテンツを配信中
公式YouTubeチャンネルをチェック

